わたしは ダマサレナイ!!

第13話 リフォーム詐欺

●監修 樋山 昌子（ひやま・まさこ）
東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫！」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。

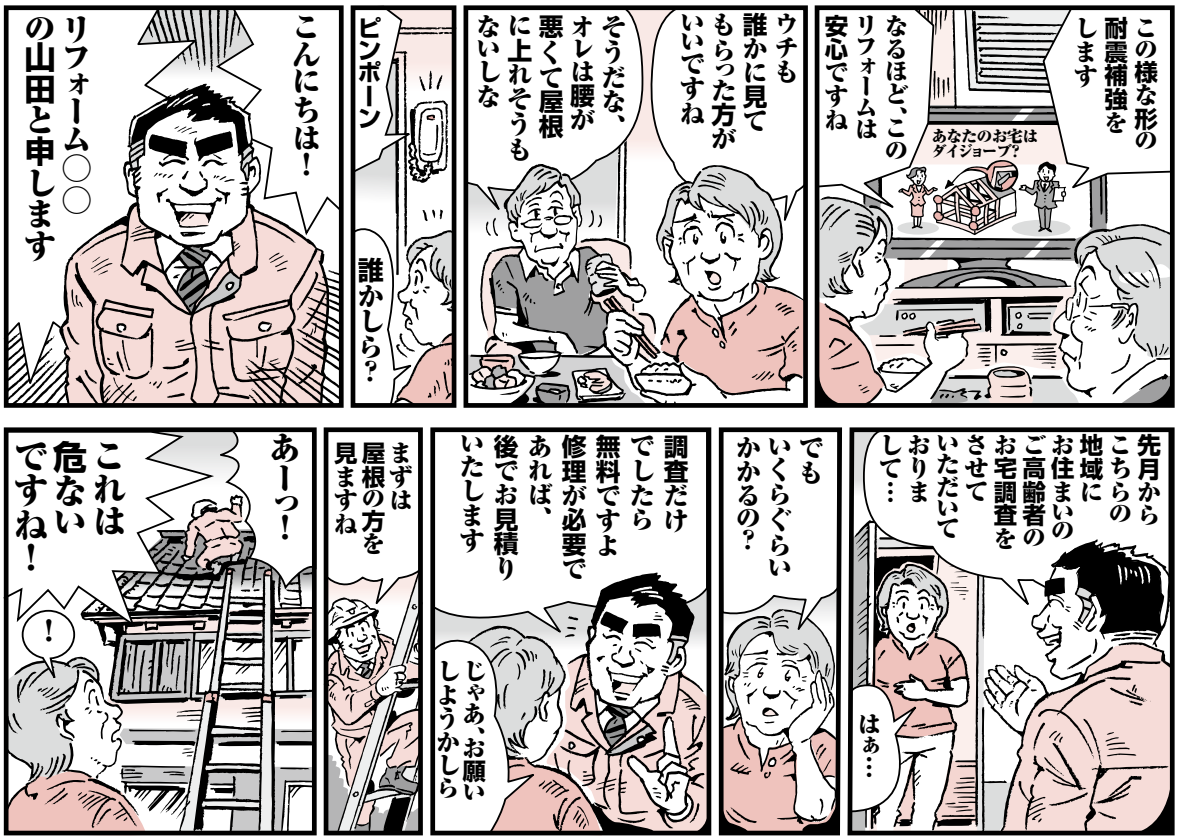

不必要な修理によって高額請求

大震災後、瓦のズレや壁のヒビなど、住まいに異常がないかの点検や耐震性などについて関心が高まっています。そんな中、リフォーム業者を装って必要のない修理を勧めて手抜き工事を行ったり、実際に修理をしていないにもかかわらず修理費用を請求したりする「リフォーム詐欺」が増えています。被害額も1000万円近くの高額となる場合もあり、年金生活を送る高齢者などが被害にあった場合、生活資金の貯蓄を取崩してしまうなど、非常に深刻なケースも発生しています。

ポイント1

「調査は無料」と親切を装い高齢者宅を訪問

現在被害が多いケースは、被害者が高齢で一軒家にお住まいの場合です。

高齢者が狙われるポイントはいくつかあります。よくある手口が屋根や床下などお年寄りが見てまわるには少々危険で、目が届かないところに損傷があると指摘すること。専門知識がないと判断ができないような個所について、いいかげんな修繕アドバイスを行い、リフォームを勧めます。大震災のあとだけに、我が家は大丈夫だろうかという消費者の漠然とした不安につけこむのです。

ポイント2

500万円以上の見積りでは建設業許可をチェック

悪質業者は「瓦がズレている」「この床下のズレは耐震補強をしたほうがよい」など大仰に騒ぎ立て、「雨が降ったら困りますよ」「次に来るかもしれない地震に耐えられない」と修理の必要性をもっともらしく並べ立て、不安感をあおるでしょう。マンガでは

700万円の見積りを提示していますが、現在は、500万円以上の仕事を受注する場合などには建設業者としての許可が必要です。高額見積りの場合は相手が建設業の許可を受けているか、チェックしましょう。

一方、（工事金額が500万円未満の場合でも）訪問販売でリフォーム契約する場合、業者は契約内容を明らかにした書面を契約の申込み・締結時に交付する義務があります。

ポイント3

訪問販売のリフォーム請け負いには契約書が必要

マンガでは、大雑把な見積書を渡していますが、この見積書だけでは特定商取引法違反になります。訪問販売で契約する場合には事業者の名称や住所、商品やサービスの種類や対価、クーリングオフできることなど契約の内容を明らかにした書面を交付しなければなりません。もし、訪問販売でリフォーム契約をしたのに、書面を交付されないなどの場合は、法令違反があるわけですから、信用できる業者とは言えないでしょう。この場合はクーリングオフしましょう。

ポイント4

年金生活者を狙った悪質な手口

高額なリフォーム費用を賄うためには、ローンを組む必要が出てくる場合もあるでしょう。しかし、年金生活者の場合、ローンを組むことが非常に困難です。このため、老後の蓄えを崩すことになります。悪質業者は銀行までついていき、親切を装って現金を引き出させる卑劣な手口を用います。高齢者自身はもちろんですが、離れて暮らす高齢の親がいらっしゃる方も十分に気をつける

この物語はフィクションです

必要があります。

ポイント5 実際は直っていない、効果がない。そして連絡も取れなくなる

金銭的な被害を防ぐのに、より確実な方法は、家族に相談することはもちろん、建築士に相談したり、見積りの内容について中立的な立場から相談に乗ってくれる公的な窓口を利用することです。代金を支払った後にいい加減なリフォームだと気づいたとしてもあとの祭りです。悪質業者は、ひとつの仕事が終わった後にはまともに対応しませんし、払った金銭を返金させることは並大抵ではありません。業者と連絡がつかなくなることや会社の連絡先が担当者の携帯電話だけの場合も多くあります。高額なリフォームの場合は、悪質業者に騙されないよう十分に留意することはもちろんのこと、必要な書類や契約書の提出を求め、家族や建築士、公的な相談窓口など第三者と検討しながら依頼する必要があります。また複数の業者に見積もりを取ることをお勧めします。

＊＊＊＊

★リフォーム詐欺に関するトラブルは後を絶ちません。「おかしいな」と感じたら、もしくはトラブルに巻き込まれた場合は被害が大きくなる前に、消費生活センターなどにご相談ください。

［詳しい情報やご相談］

●全国消費生活センター
http://www.kokusen.go.jp/map/index.html

●住まいるダイヤル：（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「リフォーム見積チェックサービス」
TEL：0570-016-100
http://www.chord.or.jp/